

○岡山市障害者地域活動支援センター等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が有する能力及び適性に応じ、地域での自立生活及び社会参加を促すため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活動支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項に規定する事業を提供する支援をいう。
- (2) 障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。
- (3) 支給決定障害者等 市が地域活動支援の支給を認める決定をした者をいう。
- (4) 実利用人員 支給決定障害者等の年間通所延べ人員を開所日数で除して得た人数（その人数に1人未満の端数があるときは、これを四捨五入して計算した人数）をいう。
- (5) サービス事業所 地域生活支援を行う事業所をいう。
- (6) 専門職員 精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保健師又は看護師をいう。
- (7) 特定費用 次に掲げる費用をいう。
 - ア 食事の提供に要する費用
 - イ 創作的活動に係る材料費
 - ウ 生産活動に係る材料費
 - エ 日用品費
 - オ 地域活動支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

カ その他市長が不相当と認める経費

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、支給決定障害者等に対し行われる次に掲げる地域活動支援とする。また、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を通じて、利用者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行うこと。

(1) 地域活動支援センターⅠ型運営事業

ア 障害者等に対して、創作的活動又は生産活動の提供並びに社会との交流促進等の便宜を提供する事業

イ 専門職員を配置し、医療又は福祉並びに地域における社会基盤との連携強化を図るための調整を行う事業

ウ 地域ボランティアを育成する事業

エ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施する事業

オ 入浴又は送迎サービスを実施する事業

(2) 地域活動支援センターⅡ型運営事業

ア 障害者等に対して、創作的活動又は生産活動の提供並びに社会との交流促進等の便宜を提供する事業

イ 地域において、雇用又は就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練及び社会適応訓練を実施する事業

ウ 入浴又は送迎サービスを実施する事業

(3) 地域活動支援センターⅢ型運営事業

ア 障害者等に対して、創作的活動又は生産活動の提供並びに社会との交流促進等の便宜を提供する事業

(4) 小規模作業所運営事業

ア 障害者等に対して、創作的活動又は生産活動の提供並びに社会との交流促進等の便宜を提供する事業

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。
- (1) 支給決定に係る障害者等が施設に入所しているとき又は入院加療中であるとき。
 - (2) 支給決定に係る障害者等が感染症を有するため、補助事業に支障を生じるおそれがあるとき。
 - (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(支給決定)

第4条 地域活動支援の支給を認める決定（以下「支給決定」という。）を受けようとする障害者は、岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、支給決定を受けようとする障害者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、支給決定を行い、別表1に掲げる事項を記載した支給決定書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（以下「通知書」という。）及び地域生活支援受給者証（以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。
- (1) 市内に住所を有すること。
 - (2) 満18歳以上の者で就学（就学終了直前の学年末休業期間を除く。）をしていないものであること。
 - (3) 法第4条第1項に規定する障害者であること。
 - (4) 市長が障害福祉サービスの援護を行うこととなっていること。
 - (5) 法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第9項に規定する重度障害者等包括支援、同条第12項に規定する自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援の支給決定を受けていないこと。ただし、身体状況により居宅で入浴できない障害者が前条第1項第1号オ及び第2号ウに規定する入浴若しくは送迎サービスを利用する場合又は重症心身障害者が前条第1項第1号アに規定する地域活動支援を利用する場合を除く。
 - (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1項に規定する第一号被保険者でないこと。

(7) 介護保険法第9条第2項に規定する第二号被保険者にあつては、同法第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）又は同条第4項に規定する要支援者（以下「要支援者」という。）でないこと。

3 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、市が実施する障害福祉サービスの援護を受けている者で、必要と認めるものについても支給決定を行うものとする。

4 市長は、第2項第6号の規定にかかわらず、介護保険法第27条及び第32条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた結果、要介護者又は要支援者でない者であつて、必要と認めるものについて支給決定を行うことができる。

（支給決定の変更）

第5条 支給決定障害者等は、氏名又は住所を変更したときは、受給者証を添えて岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときは、記載内容を変更した上で、当該受給者証を支給決定障害者等に交付するものとする。

（受給者証の返還）

第6条 支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに岡山市地域生活支援事業受給者証返還届（様式第3号）とともに市長に受給者証を返還しなければならない。

(1) 地域活動支援を支給する必要がなくなつたとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなつたとき又は第4条第2項に掲げる要件を欠いたとき。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなつたときは、支給決定を取り消すものとする。

(1) 地域活動支援を受ける必要がなくなつたと認められるとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなつたとき又は第4条第2項に掲げる要件を欠いたとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(4) 第5条第1項に規定する届出を怠つたことが判明したとき。

(5) 地域活動支援に係る費用を支援を受けた日の属する月の翌々月の末日までに負担しなかったとき。

(6) その他市長が支給を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消すときは、岡山市地域生活支援事業支給決定取消通知書（様式第4号）により支給決定障害者等に通知するものとする。

（補助事業者）

第8条 補助事業者は、第17条の規定により地域生活支援事業者として登録されているものでなければならない。

（補助対象経費）

第9条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支給決定障害者等に対して当該支給決定の有効期間内に行う地域活動支援に要する費用（特定費用を除く。）に限る。ただし、支給決定障害者等1人に係る1月当たりの地域活動支援の利用日数が次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日数を超える場合は、当該超過利用日数に係るものを除く。

(1) 地域活動支援センターⅠ型運営事業 月の実日数から8を減じた数

(2) 地域活動支援センターⅡ型運営事業 月の実日数から8を減じた数

(3) 地域活動支援センターⅢ型運営事業 月の実日数から8を減じた数

(4) 小規模作業所運営事業 月の実日数から8を減じた数

（補助金額）

第10条 補助金額は、別表2に定める額と補助対象経費とを比較して、そのいずれか少ない方の額とする。

第11条 削除

（交付の申請）

第12条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、サービス事業所ごとに、岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書（様式第5号）及び岡山市地域活動支援センター等事業計画書（様式第6号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎月10日までとし、第14条の

規定により補助金の完了前交付を行うときは、毎年度補助事業を開始した日から2月以内とする。

(着手届及び完了届の免除)

第13条 規則第15条ただし書の規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(補助金の完了前交付)

第14条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、市の補助金が補助事業に係る全収入額の100分の30以上の割合を占める場合とする。

2 前項の規定により、事業の完了前に交付を行う場合の算定は、前年度に補助金の交付を受けた補助事業者にあつては前年度の実績により算定し、前年度に補助金の交付を受けていない補助事業者にあつては当該年度の年間見込額により算定する。

(交付の請求)

第15条 規則第19条第2項の請求は、岡山市地域生活支援事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出して行わなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定める書類とする。

(1) 地域活動支援センターⅠ型運営事業 岡山市地域活動支援センターⅠ型利用実績記録票(様式第9号)

(2) 地域活動支援センターⅡ型運営事業 岡山市地域活動支援センターⅡ型利用実績記録票(様式第10号)

(3) 地域活動支援センターⅢ型運営事業又は小規模作業所運営事業 岡山市地域活動支援センターⅢ型及び小規模作業所利用実績記録票(様式第11号)

2 第14条の規定により完了前交付を受けた補助事業者は、前項の書類に加え、岡山市地域生活支援事業補助金精算書(様式第8号)を提出しなければならない。

(地域生活支援事業者の登録)

第17条 地域生活支援事業者の登録(以下「事業者登録」という。)の申請は、岡山市

地域生活支援事業登録申請書(様式第18号)を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、登録を受けようとする者が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは事業者登録を行うものとする。ただし、第2号、第3号及び第4号に掲げる要件のいずれにも該当する者で市長が特に必要と認めるものについては、第1号に掲げる要件に該当しない場合であっても、事業者登録を行う。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める要件を満たすこと。

ア 地域活動支援センターⅠ型運営事業者

(ア) 1日当たりの実利用人員が、概ね20人以上であること。

(イ) 専任かつ常勤の職員1人以上及び常勤の専門職員1人以上を含む3人以上の職員を配置していること。

イ 地域活動支援センターⅡ型運営事業者

(ア) 1日当たりの実利用人員が、概ね15人以上であること。ただし、平成18年9月30日において、法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービス事業を実施している事業所については、この限りでない。

(イ) 常勤の職員1人以上を含む2人以上の職員を配置し、提供時間帯に適切な人員配置を行っていること。

ウ 地域活動支援センターⅢ型運営事業者

(ア) 前年度かつ当該年度見込みの1日当たりの実利用人員が、10人以上であること。

(イ) 常勤の職員1人以上を含む2人以上の職員を配置し、提供時間帯に適切な人員配置を行っていること。

エ 小規模作業所運営事業者

(ア) 前年度かつ当該年度見込みの1日当たりの実利用人員が、5人以上であること。

(イ) 常勤換算方式で1人以上の職員を配置していること。

(3) 適切な地域生活支援の実施が可能であること。

(4) 事業に必要な設備及び備品等を備えていること。

3 前項の規定にかかわらず、登録を受けようとする者が前項に掲げる要件に該当する場合であっても、当該事業の実施を必要と認めないときは、市長は事業者登録を行わないものとする。

4 市長は、事業者登録を行うときは岡山市地域生活支援事業登録通知書（様式第19号）により、事業者登録を行わないときは岡山市地域生活支援事業登録却下通知書（様式第20号）により申請者に通知するものとする。

（登録変更の届出）

第18条 事業者登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、当該事業者登録に係るサービス事業所の名称、所在地その他の事項に変更があったとき又は地域生活支援サービスを廃止したときは、当該変更又は廃止があった日から10日以内に岡山市地域生活支援事業変更（廃止）届出書（様式第21号）によりその旨を届け出なければならない。

（報告の徴収等）

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者（以下この条において「登録事業者等」という。）若しくはサービス事業所の従業者若しくは従業者であった者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係人に対して質問させ、若しくは登録事業者等の事業所若しくはサービス事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（事業者登録の取消し）

第20条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すものとする。

(1) 事業者登録を受けることができる要件に該当しなくなったとき。

(2) 規則第20条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。

(3) 前条の規定による報告をしなかったとき、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示をしなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 登録事業者又はサービス事業所の従業者が、前条の規定により出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5) 登録事業者が、不正の手段により第17条第2項の規定による事業者登録を受けたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、地域活動支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(地域活動支援提供の決定)

第21条 登録事業者は、支給決定障害者等から地域活動支援の提供を求められたときは、その者の提示する受給者証によって、支給決定を受けたサービスの種類、支給量、支給決定の有効期間等を確認するものとする。

2 登録事業者は、地域活動支援の提供を決定するに当たっては、当該支給決定障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をし、その者に対し、当該地域活動支援を利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明しなければならない。

3 登録事業者は、支給決定障害者等との間に地域活動支援を利用するための契約が成立したときは、当該支給決定障害者等に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 地域活動支援を提供するサービス事業所の名称、当該事業所の代表者氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 地域活動支援の内容

(地域活動支援の取扱方針)

第22条 登録事業者が行う地域活動支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 地域活動支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ち、サービスの提供が、漫然かつ画一的なものとならないよう努めること。

(2) 地域活動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、支給決定障害

者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 地域活動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 常に支給決定障害者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給決定障害者等又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(提供拒否の禁止)

第23条 登録事業者は、正当な理由なく地域活動支援の提供を拒んではならない。

(契約量の報告等)

第24条 登録事業者は、地域活動支援を提供するときは、当該地域活動支援の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した地域活動支援の量（以下「契約量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 登録事業者は、地域活動支援の利用に係る契約をしたときは、岡山市地域生活支援事業利用契約内容報告書（様式第22号）により市に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第25条 登録事業者は、地域活動支援の利用について市が行うあっせん、調整及び要請並びに岡山県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し協力しなければならない。

(支給決定障害者等に関する市への通知)

第26条 登録事業者は、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしていると認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第27条 登録事業者は、サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該サービス事業所が通常地域活動支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な地域活動支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の登

録事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(地域活動支援の利用の申請に係る援助)

第28条 登録事業者は、支給決定障害者等以外の者から地域活動支援の利用の申込みがあったときは、当該者に対し速やかに地域活動支援の提供が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 登録事業者は、地域活動支援の提供が支給決定障害者等に係る有効期間の満了により終了しないように、市が行う地域活動支援の支給決定に係る標準的な期間を考慮し、当該支給決定障害者等に対し、有効期間の更新等に関し必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第29条 登録事業者は、地域活動支援の提供に当たっては、支給決定障害者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第30条 登録事業者は、地域活動支援を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 登録事業者は、地域活動支援の提供の終了に際しては、支給決定障害者等又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービス提供の記録)

第31条 登録事業者は、岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第94号。以下「条例」という。）第5条の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から地域活動支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(掲示)

第32条 登録事業者は、サービス事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲

示しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第33条 登録事業者は、支給決定障害者等に対し適切な地域活動支援を提供できるよう、サービス事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 登録事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第34条 登録事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 登録事業者は、サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密の保持)

第35条 サービス事業所は、他の登録事業者等に対して、支給決定障害者等に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により支給決定障害者等の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第36条 登録事業者は、地域活動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、サービス事業所に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(苦情解決)

第37条 サービス事業所は、その提供した地域活動支援に関し、第19条の規定により市が行う報告、文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくはサービス事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給決定障害者等又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(会計の区分)

第38条 登録事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、地域活動支援に係る事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(小規模作業所の設備及び運営の基準)

第39条 条例第2条から第6条まで、第8条、第11条から第18条までの規定は、小規模作業所の設備及び運営に関する基準について、適用する。

(その他)

第40条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に廃止前の岡山市障害者地域活動支援センター等事業実施要綱（平成18年市告示第1319号。以下「旧告示」という。）第4条第2項から第4項までの規定による支給決定を受けている者は、この要綱第4条第2項の規定による支給決定を受けた者とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧告示第17条第2項の規定による事業者登録を受けている者は、この要綱第17条第2項の規定による事業者登録を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

通知書及び受給者証の記載事項	支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日
	当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合には、当該障害児の氏名及び生年月日
	交付の年月日及び受給者証番号
	支給量（支給決定を行った日数をいう。）
	支給決定の有効期間
	障害支援区分
	利用者負担割合

別表 2 (第 10 条関係)

事業種別と補助上限年額	補助基準額		
地域活動支援センターⅠ型 補助上限年額 12,000,000円	基本額 年額 9,000,000円		
	利用時間区分	重度障害以外	重度障害
	1時間以上	1,600円	2,080円
	以後30分増すごとに加算する額	400円	520円
地域活動支援センターⅡ型	利用時間区分	重度障害以外	重度障害
	1時間以上	1,600円	2,080円
	以後30分増すごとに加算する額	400円	520円
	入浴・送迎（片道）	500円	650円
地域活動支援センターⅢ型 補助上限年額 6,500,000円（作業奨励金と通所奨励金を除く。）	基本額 年額 4,000,000円（市内にある地域活動支援センターⅢ型に限る。）		
	利用時間区分	重度障害以外	重度障害
	1時間以上	400円	520円

	以後30分増すごとに加算する額	50円	65円
	作業奨励金 延べ通所日数×100円		
	通所奨励金（市内にある地域活動支援センターⅢ型に限る。）		
	身体障害者 実費経費の2分の1		
	知的障害者 実費経費の2分の1		
	精神障害者 実費経費の2分の1		
	（ただし、バス運賃等の減免が受けられない者は実費経費の4分の3）		
	精神障害者交通用具利用者 1日当たり75円		
小規模作業所補助上限年額 4,500,000円（作業奨励金と通所奨励金を除く。）	基本額 年額 3,000,000円（市内にある小規模作業所に限る。）		
	利用時間区分	重度障害以外	重度障害
	1時間以上	400円	520円
	以後30分増すごとに加算する額	50円	65円
	作業奨励金 延べ通所日数×100円		
	通所奨励金（市内にある小規模作業所に限る。）		
	身体障害者 実費経費の2分の1		
	知的障害者 実費経費の2分の1		
	精神障害者 実費経費の2分の1		
	（ただし、バス運賃等の減免が受けられない者は実費経費の4分の3）		
	精神障害者交通用具利用者 1日当たり75円		

※重度障害とは、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条第3号に掲げる区分3以上の認定を受けているものをいう。

※年度途中から開始する事業，及び，年度途中で廃止又は取消となる事業の場合，年額については，12で除した額に当該年度における事業実施月数を乗じた額とする。（その額に端数があるときは，1,000円未満を切り捨てて計算するものとする。）

※通所奨励金に該当するもので，複数の障害に該当する者については，実費経費のいずれか低い方の額とし，交通用具とは，道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

※通所奨励金の計算過程において，1円未満の端数が生じたときは，1円未満を切り捨てる。

様式第1号 (第4条, 第5条関係)

様式第2号 削除

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第16条関係)

様式第9号 (第16条関係)

様式第10号 (第16条関係)

様式第11号 (第16条関係)

様式第12号 削除

様式第13号 削除

様式第14号 削除

様式第15号 削除

様式第16号 削除

様式第17号 削除

様式第18号 (第17条関係)

様式第19号 (第17条関係)

様式第20号 (第17条関係)

様式第21号 (第18条関係)

様式第22号 (第24条関係)

岡山市地域生活支援事業利用(変更)申請書

岡山市長 様

次のとおり申請します。

なお, この申請につき, 市長が私又は私の世帯員の税務関係情報の調査を行うことに同意します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	昭和	年	月	日	続柄	
	氏名	(署名又は記名押印)		平成	年	月	日		
	居住地	〒							
	フリガナ		生年月日	平成	年	月	日	電話番号	
	利用申請に係る児童氏名			令和	年	月	日		
障害者であることを証する書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A: B:) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(級) <input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証(医療受給者番号) <input type="checkbox"/> 医師診断書(精神障害・難病患者等)								
障害支援区分	非該当・1・2・3・4・5・6(認定を受けている場合に記入してください。)								
申請するサービスの種類等(申請しようとするサービスの種類等にチェックを入れてください。)									
サービスの種類	申請の具体的内容			サービスの説明					
<input type="checkbox"/> 移動支援	障害種別 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 難病患者等			屋外での移動が困難な方に, 外出のための支援を行います。 身体障害の場合は下肢・体幹機能・移動機能障害1~4級で重度訪問介護に該当しない方が対象です。 知的障害及び精神障害の場合は行動援護に該当しない方が対象です。 難病患者等の場合は視覚障害, 下肢機能障害又は体幹機能障害があつて屋外での移動が困難な方が対象です。					
<input type="checkbox"/> 日中一時支援	<input type="checkbox"/> 就労支援(タイムケア) (<input type="checkbox"/> 施設等 <input type="checkbox"/> 医療機関) <input type="checkbox"/> 一時的休息(レスパイト) (<input type="checkbox"/> 施設等 <input type="checkbox"/> 医療機関)			障害者(児)の家族の就労支援又は介護者の一時的な休息のため, 通所して過ごします。 就労支援の場合, 勤務証明書の添付書類が必要です。 医療機関は重症心身障害者等医療が必要な方が利用できます。					
				福祉事務所使用欄(医療機関利用確認内容) [重症心身障害者 登録・]					
(裏面に続きます)									

サービスの種類	申請の具体的内容	サービスの説明
<input type="checkbox"/> 福祉ホーム	利用予定事業所名	住宅事業等の理由により、居宅において生活が困難な方が利用できます。
<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター等	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センターⅠ型 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センターⅡ型 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センターⅢ型 <input type="checkbox"/> 小規模作業所 ----- 利用予定事業所名	通所して創作的活動及び生産活動を行います。
<input type="checkbox"/> 生活サポート	必要とする支援	障害支援区分が非該当の場合、日常生活に関する支援及び家事援助を行います。
<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス	必要とする支援	入浴が困難な寝たきりの状態の重度身体障害者の居宅に訪問入浴車を派遣し、簡易浴槽等を用いて入浴の機会を提供します。 通所サービス、訪問系サービス等の他制度の入浴支援では入浴困難な場合に利用できます。
費用負担の免除		
<p style="text-align: center;">利用者負担額免除申請欄</p> <p>(1) 生活保護を受給しているため、利用者負担額の免除を申請します。</p> <p>(2) 市町村民税非課税世帯(注)に属するため、利用者負担額の免除を申請します。 (いずれかに○をつけること。)</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 (署名又は記名押印)</p>		
<p>(注) 18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は、住民票に記載された世帯ではなく、「障害のある方本人及び同一の世帯に属する配偶者」です。</p>		

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業受給者証返還届

岡山市長 様

居住地

氏 名

下記の理由により、岡山市地域活動支援事業利用証を返還します。

- 1 利用決定者氏名
- 2 返還理由
- 3 返還理由の発生日

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業支給決定取消通知書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで地域活動支援事業の支給決定を取り消すので通知します。

1 支給決定者氏名

2 支給決定の期限 年 月 日まで

3 取消しの理由

岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書

岡 山 市 長 様

申請金額		百万			千			円
------	--	----	--	--	---	--	--	---

内 記			年			月			
	申請補助事業名						明細書件数	金 額	
	合 計								

上記のとおり申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則及び岡山市地域活動支援センター等事業実施要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

年 月 日

事業所番号																		
申請者	住 所 (所在地)																	
	電話番号																	
	名称																	
	職・氏名																	

(署名又は記名押印)

様式第6号(第12条関係)

岡山市地域活動支援センター等事業計画書

1 事業種別

2 事業所名

3 事業実施期間

4 職員配置	常 勤	人	非常勤	人
	専 任	人	兼 務	人

5 実利用人員見込み数 人

6 補助金所要額 円

内訳

岡山市地域生活支援事業補助金請求書

岡 山 市 長 様

請求金額		百万			千			円
------	--	----	--	--	---	--	--	---

内 記			年			月			
	請求補助事業名				明細書件数		金 額		
	合 計								

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所番号										
請求者	住 所 (所在地)									
	電話番号									
	名称									
	職・氏名									

岡山市地域生活支援事業補助金精算書

岡 山 市 長 様

精算金額		百万			千			円
------	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳				年			月		
	精算補助事業名						明細書件数	金 額	
	合 計								

上記のとおり精算(請求・返納)します。

年 月 日

事業所番号													
精算者	住 所 (所在地)												
	電 話 番 号												
	名 称												
	職・氏名												

(署名又は記名押印)

様式第9号(第16条関係)

年 月分

岡山市地域活動支援センター I 型利用実績記録票

受給者証番号		事業所番号	
申請者氏名		事業所名	
契約量		障害程度区分	

日付	曜日	開始時刻	終了時刻	利用時間	補助基本金①	入浴②	送迎③	補助金計 ①+②+③
1		:	:					
2		:	:					
3		:	:					
4		:	:					
5		:	:					
6		:	:					
7		:	:					
8		:	:					
9		:	:					
10		:	:					
11		:	:					
12		:	:					
13		:	:					
14		:	:					
15		:	:					
16		:	:					
17		:	:					
18		:	:					
19		:	:					
20		:	:					
21		:	:					
22		:	:					
23		:	:					
24		:	:					
25		:	:					
26		:	:					
27		:	:					
28		:	:					
29		:	:					
30		:	:					
31		:	:					
合計								

上記のとおり利用しました。

年 月 日

枚目

枚中

(署名又は記名押印)

様式第10号(第16条関係)

年 月分

岡山市地域活動支援センターⅡ型利用実績記録票

受給者証番号		事業所番号	
申請者氏名		事業所名	
契約量		障害程度区分	

日付	曜日	開始時刻	終了時刻	利用時間	補助基本金①	入浴②	送迎③	補助金計 ①+②+③
1		:	:					
2		:	:					
3		:	:					
4		:	:					
5		:	:					
6		:	:					
7		:	:					
8		:	:					
9		:	:					
10		:	:					
11		:	:					
12		:	:					
13		:	:					
14		:	:					
15		:	:					
16		:	:					
17		:	:					
18		:	:					
19		:	:					
20		:	:					
21		:	:					
22		:	:					
23		:	:					
24		:	:					
25		:	:					
26		:	:					
27		:	:					
28		:	:					
29		:	:					
30		:	:					
31		:	:					
合計								

上記のとおり利用しました。

年 月 日

枚目

枚中

(署名又は記名押印)

様式第11号(第16条関係)

年 月分

岡山市地域活動支援センターⅢ型及び小規模作業所利用実績記録票

受給者証番号		事業所番号	
申請者氏名		事業所名	
契約量		障害程度区分	

日付	曜日	事業補助金積算内訳					通所奨励金				補助金計 ①+②+③
		開始時刻	終了時刻	利用時間	補助金①	作業奨励金②	交通費(割引後の金額)		通所奨励金③		
							行き	片道料金	帰り	片道料金	
1		:	:								
2		:	:								
3		:	:								
4		:	:								
5		:	:								
6		:	:								
7		:	:								
8		:	:								
9		:	:								
10		:	:								
11		:	:								
12		:	:								
13		:	:								
14		:	:								
15		:	:								
16		:	:								
17		:	:								
18		:	:								
19		:	:								
20		:	:								
21		:	:								
22		:	:								
23		:	:								
24		:	:								
25		:	:								
26		:	:								
27		:	:								
28		:	:								
29		:	:								
30		:	:								
31		:	:								
合計							回		回		

上記のとおり利用(受領)しました。

年 月 日

	枚中		枚目
--	----	--	----

(署名又は記名押印)

岡山市地域生活支援事業登録申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく地域生活支援事業を実施する事業者として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ							
	氏名(名称)							
	フリガナ							
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 —)						
	申請者連絡先	電話番号				FAX番号		
	法人の種類							
	代表者の職・氏名	職名				フリガナ 氏名		
申請する事業所等	フリガナ							
	代表者の住所	(郵便番号 —)						
	フリガナ							
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 —)						
申請する事業の種類	事業所連絡先	電話番号				FAX番号		
	相談支援事業					日中一時支援(レスパイト)		
	コミュニケーション支援事業					日中一時支援(タイムケア)		
	移動支援事業					生活サポート事業		
	地域活動支援センターⅠ型					福祉ホーム		
	地域活動支援センターⅡ型					訪問入浴サービス		
	地域活動支援センターⅢ型							
小規模作業所								
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において既に指定を受けている場合		(事業所番号)						
		(障害福祉サービスの種類)						

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における事業者指定申請中の場合は、事業所番号は記入する必要はありません。

申請する事業の詳細

事業の名称													
定員													
事業開設(営業)日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日				
開設(営業)時間	平日							土曜				日曜 祝日	
サービス内容													
サービス利用料													
その他費用													
通常の実施地域													
事業の特色													

事業の名称													
定員													
事業開設(営業)日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日				
開設(営業)時間	平日							土曜				日曜 祝日	
サービス内容													
サービス利用料													
その他費用													
通常の実施地域													
事業の特色													

事業の名称													
定員													
事業開設(営業)日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日				
開設(営業)時間	平日							土曜				日曜 祝日	
サービス内容													
サービス利用料													
その他費用													
通常の実施地域													
事業の特色													

設 備 ・ 室 名 ・ 備 品 等 一 覧 表

事業所の名称()

サービスの種類()

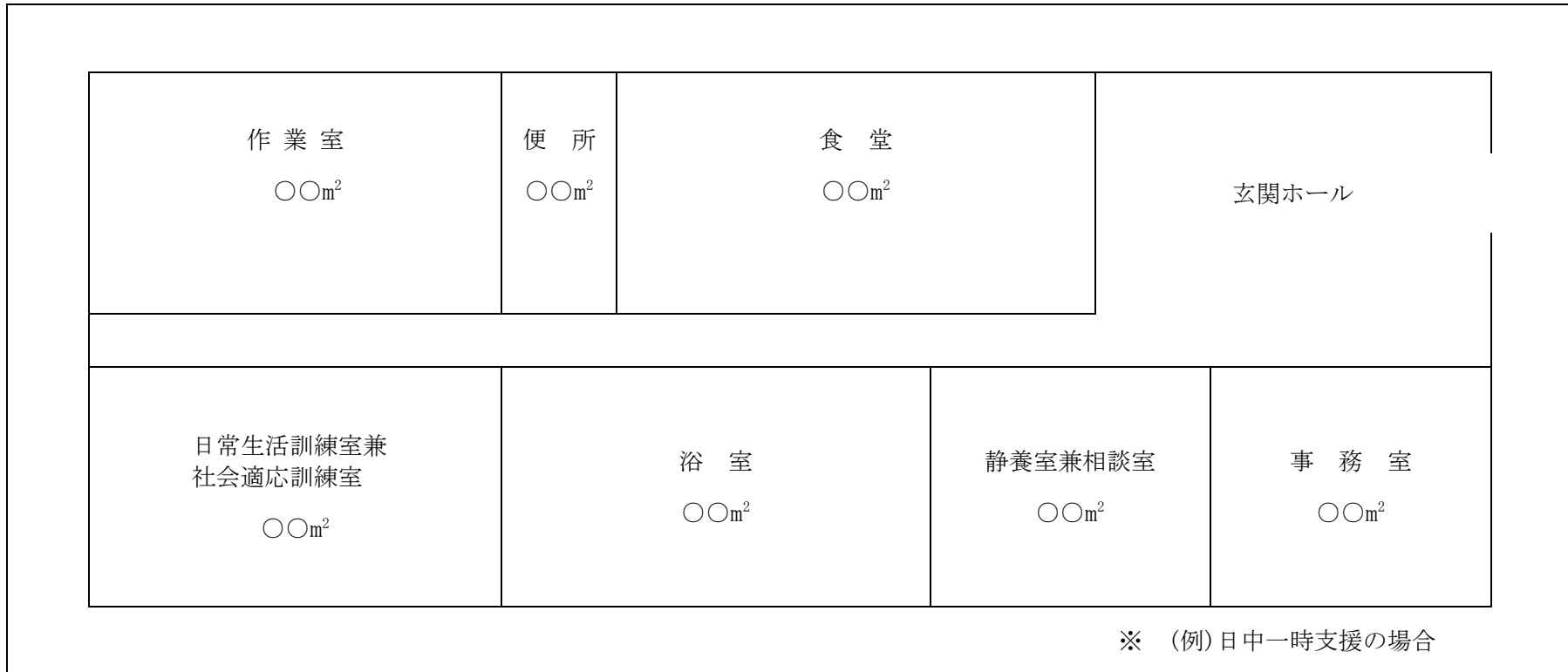
設 備 の 概 要	設 備 の 規 格 及 び 数 量	適 合 の 可 否
サービス提供上備えるべき必要な設備の種類		
室 名	室 の 面 積 ・ 備 品 の 品 目 及 び 数 量 等	適 合 の 可 否

- 備考
- 1 登録するサービスに係る関係要綱を参考にして作成してください。
 - 2 必要に応じて写真等を添付し、その旨を併せて記載してください。
 - 3 「適合の可否」欄には、何も記載しないでください。
 - 4 記載欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

(参考様式：平面図)

平面図

事業所の名称	
--------	--



- 備考
- 1 各室の用途及び面積を記載してください。
 - 2 当該事業所の専用部分と他の事業所との共有部分がある場合には、それぞれを色分けする等して、使用関係を分かりやすく表示してください。
 - 3 申請する事業に使用される箇所(事務室、相談室等)を太線で囲んでください。

様式第19号(第17条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業登録通知書

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (名称及び代表者氏名) 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり登録したので通知します。

サービスの種類									
事業所の名称									
事業所の所在地									
主たる障害の種別									
事業所番号									
事業開始年月日	年 月 日								
備 考									

様式第20号(第17条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業登録却下通知書

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (名称及び代表者氏名) 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり登録できませんので通知します。

- 1 サービスの種別
- 2 理由

岡山市地域生活支援事業変更(廃止)届出書

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所(主たる事務所の所在地)

氏 名(名称及び代表者氏名)

地域生活支援事業について、登録に係る事項を変更又は事業を廃止したので、岡山市障害者地域生活支援センター等事業実施要綱第18条の規定により届け出ます。

		事業所番号							
登録内容を変更(事業を廃止)した事業所		名 称							
		所 在 地							
		サービスの種類							
変更事項		変更の内容							
1	事業所の名称	(変更前)							
2	事業所の所在地								
3	申請者の名称								
4	主たる事務所の所在地								
5	代表者の氏名及び住所								
6	定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は 条例等(当該事業に関するものに限る。)	(変更後)							
7	事業所の平面図及び設備の概要								
8	運営規程								
9	主たる障害の種別								
10	事業の廃止	(廃止した理由) (現にサービスを受けていた者に対する措置)							
変 更 (廃 止) 年 月 日		年 月 日							

- 備考 1 「変更事項」欄は、該当項目番号に「○」を付してください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

岡山市地域生活支援事業利用契約内容報告書

年 月 日

事業所番号																			
事業者及び 事業所名称 代表者氏名	住所 (所在地)																		
	電話番号																		
	名称																		
	職・氏名																		

下記のとおり当事業者との契約内容について報告します。

岡 山 市 長 様

受給者証番号																				
申請者氏名											児童氏名									

契約内容又は契約内容変更による契約支給量等の報告

事業者 記入欄 の番号	サービス内容	契約支給量	契約日	理 由
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

事業者 記入欄 の番号	サービス内容	提供解除日	契約解除日ま での既提供量	理 由
				<input type="checkbox"/> 契約終了 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更